○近畿地方整備局告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

路線名	一般国道百五十八号
工事区間	福井県吉田郡永平寺町谷口四八字堂谷一七番一から同町浅見五二字東山七八番一まで
工事の種類	改築
工事完了の期日	平成二十九年七月八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

○近畿地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	百五十八号
(三) 道路の区域	区間
	変更前 敷地の幅員延長
	後別
	前 福井県吉田郡永平寺町東古市二六字袖高林四番一から同町高橋一三字奥池ノ谷一番二まで 五三・三八～一九〇・六六メートル 〇・六一一キロメートル
	後 一一・三六～一一六・四四メートル 〇・六一一キロメートル
(四) 図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	一般国道百五十八号
供用開始の区間	福井県吉田郡永平寺町東古市二六字袖高林四番一から同町高橋一三字奥池ノ谷一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から二週間近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	百五十八号
(三) 指定する道路の部分	区間 幅員延長
	福井県吉田郡永平寺町東古市二六字袖高林四番一から同町高橋一三字奥池ノ谷一番二まで 〇・〇〇～一一六・四四メートル 〇・六一一キロメートル
(四) 指定を解除する道路の部分	区間 幅員延長
	福井県吉田郡永平寺町谷口四八字堂谷八番一から同町谷口四八字堂谷四番一まで 〇・〇〇～二三・〇〇メートル 〇・一二九キロメートル
(五) 指定及び解除する期日	平成二十九年七月八日

○近畿地方整備局告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から二週間近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	百五十八号
(三) 指定する道路の部分	区間 幅員延長
	福井県吉田郡永平寺町牧福島四〇字上間墨四〇番一から同町大月三八字前山五〇番まで 〇・〇〇～五三・九八メートル 〇・三九〇キロメートル
(四) 指定する期日	平成二十九年七月八日

○近畿地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	一般国道百五十八号
供用開始の区間	福井県吉田郡永平寺町大月三五字小名辺四四番一から同町大月一七字上垣内一三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）
図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年七月八日十六時

○近畿地方整備局告示第百四十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、新宮川水系市田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び紀南河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

人事異動

内閣

内閣総理大臣秘書官　土井　直子（宗像　直子）

願に依り本官を免ずる

（経済産業省大臣官房地域経済産業審議官）経済産業事務官　松永　明

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室長を命ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　田中　繁広

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室長を免ずる

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部員を命ずる

内閣官房副長官補（内政）　内閣事務官　塩崎　恭久

内閣府特命担当大臣石原伸晃海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（七月四日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

佐伯　耕三

内閣総理大臣秘書官に任命する